

2020年度 第5回 理化学研究所・和光事業所・研究倫理第三委員会 議事録

日時：2021年1月26日（火）16時00分～17時30分

開催方法：オンライン会議

出席委員：馬塚 れい子（委員長）、柴田 和久、山本 陽一朗、小笹 由香、小池 良輔、
片山 敦、寺崎 アサ子、佐藤 太一（順不同）

事務局：田口、堀江、原沢、原田（安全管理部生物安全課）

議事内容：

1. 研究計画審査（審議事項）

①新規申請

受付番号	：	【W2020-054】
研究課題名	：	人型ロボットを用いた遠隔操作によるマルチモーダル説得対話収録
研究概要	：	人の行動変容（説得）を目的としたロボットとの対話を収録・分析することによって、ロボットに期待される振る舞いと、説得に応じる被験者が持つ非言語パターンを明らかにする。また同時に事前・事後にアンケートを実施する。対応表は事後アンケート実施終了次第破棄する。
研究実施責任者	：	BZP・知識獲得・対話研究チーム・チームリーダー・吉野 幸一郎
説明者	：	同上

説明者により資料に基づき説明があり、その後、質疑応答・審査を行った。

A 委員：最終的にはどうやればより説得力が高まるような対話となるかを調べることを目的としているのか。

説明者：目的の一つとしてはそうである。もう一つはコミュニケーションの中で、説得において人間がどのような行為をよくするのかということ調べる。またアンドロイドと対峙したときにアンドロイドの説得を人間がどのように受け止めるのか、実際に人間と対峙した時とは異なる反応を示すことも考えられるので、その点からもアンドロイドに対する傾向も分析することを目的としている。人間同士の説得の研究はすでに行われているが、アンドロイドを使ったものはまだないのでその点を明らかにすることは大きな目的となる。

A 委員：何と比較して今回のアンドロイドとの対話を評価するのか。

説明者：今回のデザインとして、説得が成功する対話、失敗する対話が出てくると予想されるので、まずはアンドロイドの中でどういう行為が効いているのかを比較しながら、それらの特徴量（対象の特徴が数値化されたもの）にどのような相関があるかを調べる。

A 委員：コントロール条件はなくても構わないのか。何を研究のメインとするかによって比較対象が大きく異なってくるかと考える。

説明者：最終的には今回取ったデータを使って自動で応答できるシステムを作ることが目的となる。副次的な目的として、今回のこのアンドロイドについてはどのフィーチャーが効くかを調べることを予定しており、説得に対する成功率との相関も見ることではできると考えている。

B 委員：そうすると、説得に応じる、応じない、はっきり定義されている必要がある。

説明者：デザインとしては、対話の中で同意を示したかということと、1週間後に実際にその行動をしたかということ調べることで説得が成功したかということ判断する。

E 委員：このアンドロイドから演者の生の声が発せられるということか。

説明者：そのとおりである。

E 委員：女性の顔のアンドロイドから男性の音が発せられることもあるということか。

説明者：それはない。このアンドロイドは慣れている人でないと扱いが難しいので、演者を選ぶときにすでに操作を経験したことがある方を選定できる外部機関に委託することを考えている。

E 委員：アンケートの内容に一部センシティブな内容が含まれるということだったが、要配慮個人情報に含まれるものはないと考えてよいか。

C 委員：要配慮個人情報は個人情報保護法で定義されており、人種・信条・社会的身分・病歴・犯罪に関する事、障害や健康に関する事などとなっている。社会的身分というのは何を指すのか多少議論があるところではあるが、恋人の有無などに関しては問題にはならないのではないかと考える。

説明者：先行研究で含まれていた政治的信条の項目はそのまま含めている。

C 委員：それに関しては、まさに要配慮個人情報となりえるため、それに準じた取扱いとした方がよいと考える。

D 委員：世帯年収というのはどうか。

C 委員：これに関しても社会的身分というものが何を指すのかによって判断が異なってくるので確認が必要である。ただ、法律というのは最低限のルールなので法律を守ってさえいればよいということと、研究計画に記載される水準として被験者の権利を守る観点から最大限の配慮を考えるのかは異なっている。今議題に上がった政治的信条や世帯年収などは、一般感覚から機微に扱った方がよいとも考えられるため、それらのような項目については要配慮個人情報に準じた扱いをする、というのがより望ましい研究計画かと考える。

A 委員：被験者が踏み込んだ質問をされたときに、申請者がこの項目を聞くことのサイエ
ンティフィックな意味をきちんと説明できるかどうかではないか。

説明者：このアンケートについては、すでに同じアンケートを用いておこなった先行研究
が存在しており、それと比較することを目的としているため同じ質問と同じ選択肢を用
意している。

A 委員：先行研究があるのであれば、議題に上がっている項目などについて結果に差がな
いのであれば、今回の項目にすべてを含める必要性もないのではないかと考える。

説明者：センシティブに思える項目についても、説得ドメインの種類によってははっきり
影響を及ぼすと予測はしている。一方で項目によっては、どのような結果と結びついて
いるのかそうではないのかを今一度先行研究を調べ直してみることも必要かと考える。

A 委員：現在提出されているアンケート項目の設問はこの通りの言葉を用いる必要がある
か。

説明者：必ずしもそうではない。元文が英語のものなので、和訳の段階で訳し方を変更す
ることは可能である。

A 委員：この研究は対話の様子をビデオで撮影し、将来的に対話の様子を公開するかもし
れないという同意書を取られているようだがどのようなことか。

説明者：対話の録画はするが、公開は録画の結果から得られる特徴量のみを予定してい
る。

D 委員：謝礼について、今回添付されている同意書には謝礼が明記されていないがどうい
うことか。

説明者：申請書上では、謝礼の上限はすでに設けて申請している。ただ被験者の募集状況
等未定の部分もあるので、謝礼についても現時点では未定という事である。決定次第、
被験者にはしっかり伝える。

F 委員：被験者のリクルートは委託先で行うのか。

説明者：そのとおりである。

F 委員：年齢と男女比は着目しないという記載があるが、それならば質問紙で年齢と性別
を聞いていることと齟齬はないか。

説明者：被説得者に年齢などをなぜ聞くのかということについては、説得に応じるかとい
うことと年齢の相関関係を見たいという意図もある。

F 委員：3つ説得ドメインがあるが、それぞれにおいて導き出したい内容が予想できるよ
うな表現となっていて、バイアスがかかっている命題にも感じる。もともとの英文がそ
のような表現になっているということか。

説明者：そうではない。そもそも英語の先行研究では1つのみであり、残り2つについて
は新たに付け加えたものとなる。被験者を集める際にはバイアスがなるべくかからない
よう募集時の伝え方を工夫する必要はあるかと感じるため、再度検討したいと思う。

(説明者退席)

F 委員：人を対象とする研究のわりに曖昧な点が多い印象がある。どのようなアンドロイドに説得されるかどうかというのは、男女で差がかなり出るようにも感じる。説得ドメインについても実施するのが複数ではなく、ある程度説得ドメイン自体を絞って行う事がなぜダメなのかの理由もよくわからない。

A 委員：各ドメインの中でも、そのドメインの内容と関連性がなさそうな踏み込んだ質問をされても被験者は答えにくいとも感じる。そこから考えても、目的のわりに踏み込みすぎた質問が多い印象がある。本件はプライベート情報に関する質問も多く、それに関わる研究ならば仕方ないが、一見すると関係がない項目も含まれているように見える。

B 委員：要配慮個人情報については、研究の目的に照らし合わせ価値があると考えられるのであれば倫理委員会の判断で入れてもよいが、それを説得できなかつたら異議を申し立てることもできるということか。

事務局：そのとおりである。ただ要配慮個人情報を含んでいるから研究で使ってはいけないということではなく、適切にしっかり管理していくことが求められるということである。

C 委員：法律上要配慮個人情報にあたる際には、情報を取得する際、被験者の同意を得ることが必要でありオプトアウトなどで後から対応することはできない。自身の解釈としては、研究計画として、たとえ情報取得の時点で被験者の同意が得られたとしても、科学的妥当性からして不適切だと考えられるのであれば、倫理委員会としてその情報取得が研究計画として不適切ではないかと意見を述べることは妨げられないと考える。

A 委員：では質問紙の内容を精査してもらい、選びなおしたもののうち、被験者にとって答えづらいであろう項目であっても科学的妥当性があるものに関しては理由説明をつけて再度提出してもらうのはどうか。先行研究で使われた質問紙と同じものを使用しているとはいえ日本語として適切とは言えないものも含まれているので、その点においても再度質問紙の項目や表現を精査して再度提出いただく必要があると考える。

F 委員：3つの説得ドメインの選択についても説明を要すると考える。

E 委員：申請書上の要配慮個人情報について含まないから含むに変更することも必要かと考える。

審査結果：研究計画の見直しを要する

コメント：

- ・事後アンケートの機微な質問項目について、そのまま使用する場合は、特にセンシティブな項目について先行研究との比較や、研究目的のための重要性など科学的に必要なことの説明を要する。
- ・事後アンケートの機微な質問項目については、要配慮個人情報に準ずるものとして取り扱

- うこと。申請書上の要配慮個人情報については、含むと変更すること。
- ・説得のテーマについてそのテーマ選択した理由の説明を要する。
 - ・実験参加者（被説得者）の年齢と性別について、結果にバイアスがかからないか再度検討を要する。
 - ・アンケートの質問が直訳となっていると説明があったため、表現を検討すること。

②変更申請

受付番号	：	【W2020-048】
研究課題名	：	表情表出の神経相関の解明
変更内容	：	<p>※医学系研究倫理指針非該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心理実験として、個人エピソードを用いた感情想起時の表情データと生理データ（表情筋・皮膚電気活動）取得実験の追加。表情データのデータセットの提供について追加。 ・感情を喚起する活動実施中の表情筋筋電図計測実験の追加。
研究実施責任者	：	BZP・心理プロセス研究チーム・チームリーダー・佐藤 弥
説明者	：	同上

説明者により資料に基づき説明があり、その後、質疑応答・審査を行った。

E 委員：顔表情データの取得・利用に関する同意書に記載のある、顔画像の加工についてはどう理解すればよいか。

説明者：論文上で公開する予定はないが、査読者などから要望があった際は目隠しをするなどして個人が特定できない状態にして対応する予定ということ。

A 委員：顔表情を分析するデータにおいて、目隠しをすることは問題とはならないのか。

説明者：類似の研究が存在することと合わせ、論文雑誌によっては個人同定できないように目隠しをすることを指示されることもある。コンセンサスとしては目隠しをしても許容されるかと考えている。

E 委員：個人情報保護法上の目隠しというものはどういうものを指すのか。

C 委員：具体的な人物の顔が判別できるのかどうかというところがポイント。眼だけ隠すことが本当に人物特定に至らないといえるのかどうかは微妙ともいえるが、具体的な個人が判別できない程度に加工しなければ個人情報保護にあたるというのが規律となる。

E 委員：データセットについて、MTA などですっかり確認するということか。この同意書を読んだだけでは同意を求められた被験者が自分の情報がどのように利用されるのかが分かりにくいとも感じた。

説明者：倫理審査と同時並行で、MTA を結ぶということで手続きを進めている。

A 委員：インターネットで実験を行うというのは、どのような状態を想定しているか。双方向か、単方向か。

説明者：今想定しているのは、自動化されたプログラムによる単方向の実験形態である。

A 委員：被験者が実験の様子を許可なく録画したとしてもわからないということか。

説明者：スクリーンショットを禁止するのはできるかと思うが、確かに実験の様子を撮影するなどは完全に禁止するのは難しい。そのため、実験の最初に録画等しないことについて宣誓してもらうか、これまで問題を起こしていない被験者に参加してもらうかなどしかコントロールが効かないともいえる。

A 委員：刺激が被験者の顔表情となる場合は、他の目的で使用された場合は特に大きな問題となるのではないか。

説明者：もう少しその点に配慮した説明文書、同意書にする必要があると考えるので再度検討する。

A 委員：オンラインの実験というのはそのままとしても、実験者によって被験者コントロールが可能な状況の実験デザインに変更することも検討する必要があるかもしれない。

説明者：改めて対策をしっかりと練りたい。

(説明者退席)

E 委員：オンライン実験に関して、個人情報の保護という観点で説明者も検討するというコメントだったので、どういう内容で検討をしたのかということの後日委員全員で確認をするという形になるか。

A 委員：法的には問題となるのか。

C 委員：法的には説明文書に、本研究に用いられる映像を被験者は勝手に録画したり流用したりしないことを明記し同意を得ておくことで、理研に対してそのようなことはしないという約束をしたということとはなる。それであれば、もし何かが起こったとしても、理研としてはきちんと対応をしていたと説明できると考える。合わせて顔情報を提供する被験者に対しては、自分の顔情報がどのような用いられ方をして、どのような人の目に触れることになるのかを説明したうえで参加の同意を得ることも必要かと考える。さらに、自身の顔情報を目にする人からは、録画や流用はしない旨同意を得ているということも説明する。そこまですべて行う事で、法的には整理はつけられることとなるのではないか。

事務局：オンライン実験については、再度対応を練り直したものを委員全員に確認してもらおうという形でよいか。

A 委員：それでよいと思う。修正を上げること、という結論にしたい。

審査結果：研究計画の見直しを要する

コメント：

・顔表情データの取得・利用に関する同意書について、公開条件の記載を分かりやすくする

こと。

- ・オンライン実験は、他の実験で取得した研究参加者の顔表情データを他の研究参加者に閲覧させる内容のため、顔表情データを保護する対策または顔表情データの扱いについて事前に十分な説明をする必要がある。個人情報保護の観点から試験デザインまたは説明同意書の文章の変更を要する。

③変更申請

受付番号	：	【W2020-055】
研究課題名	：	1 分子計測法による唾液・鼻咽頭ぬぐい液に混合した核酸の高感度検出
変更内容	：	・鼻咽頭ぬぐい液の追加
研究実施責任者	：	CPR・渡邊分子生理学研究室・主任研究員・渡邊 力也
説明者	：	事務局

説明者により資料に基づき説明があり、その後、質疑応答・審査を行った。

審査結果：適正と判断する。

コメント：なし

④

受付番号	：	【W2020-061】
研究課題名	：	NGLY1 欠損症の治療法の開発
変更内容	：	・実験実施場所および試料保管場所の変更。 ・取得する情報（ToMMo データベースより健常者の情報）の追加。
研究実施責任者	：	CPR・鈴木糖鎖代謝生化学研究室・主任研究員・鈴木 匡
説明者	：	事務局

説明者により資料に基づき説明があり、その後、質疑応答・審査を行った。

審査結果：適正と判断する。

コメント：なし

2. 報告事項

- ・2019 年度経過終了報告

事務局より、資料に基づき、2019 年度経過終了報告について報告がありこれを確認した。

3. その他

- ・ 次回以降の委員会開催について
事務局より、以降の委員会開催日程について説明があった。

以上